



# みやぎ税務会計事務所通信

《 2023 年 11 月 》

MIYAGI  
TAX & ACCOUNTING  
OFFICE

## 税務の話題

### 2024 年 1 月から開始される税制改正をおさらい！

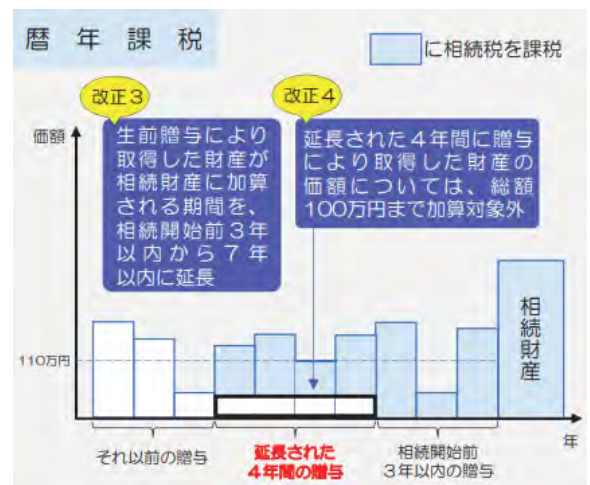
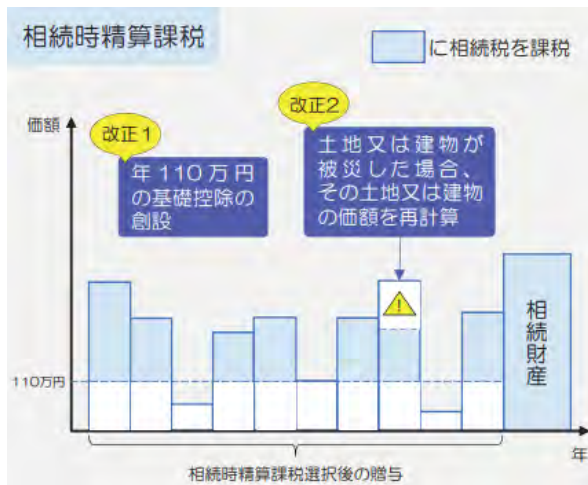
いつの間にか秋の風を感じるようになり、気がつけば、もう新しい年が見えてくる頃です。今月は、新しい年（2024 年）から開始される税制改正の内容を改めてお伝えします。相続・贈与も、投資も、以前は「タブー」とされていた話のようにも思いますが、皆が気になる話題でもあり、改正もあるためか、メディアでも取り上げられることが多くなってきたように感じます。

2023 年 2 月号と 3 月号で取り上げた話題のおさらいです！



今すぐ！でなくても、皆さまも考えている身近なお話ではないでしょうか。皆さまのご意見や感想も聞かせてください！

## 2つの贈与制度が変わる！



|                  |   |   |
|------------------|---|---|
| <p>今までもこれからは</p> | <p>渡す人（贈与者）：60 歳以上<br/>         受け取る人（受贈者）：18 歳以上の直系卑属 又は 孫<br/>         年齢は贈与の年の 1 月 1 日現在<br/>         この制度を使う場合は必ず確定申告が必要<br/>         贈与者 1 人あたり 2,500 万円までの特別控除（超えると一律 20% の贈与税）</p> | <p>受け取る人 1 人あたり 110 万円の基礎控除（1 年間 110 万円までは贈与税なし・申告不要）<br/>         18 歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた場合は特例税率を適用。</p>   |
| <p>これからは</p>     | <p><b>改正1</b> 年 110 万円の基礎控除（課税されない部分）<br/>         ⇒ この部分だけならば確定申告は不要（相続税計算時、相続財産にも含めない。）<br/> <b>改正2</b> 災害を受けた土地又は建物（税務署長の承認が必要）<br/>         ⇒ 贈与時の価額から被害を受けた部分相当を控除して、相続財産に加算。</p>    | <p><b>改正3</b> 相続人が相続開始前 7 年間に贈与を受けた財産は、相続財産に加算。<br/>         ⇒ 令和 6 年 1 月 1 日以降の贈与が、その後 7 年の間、相続に relationship する！<br/> <b>改正4</b> この改正で延長した 4 年間部分の贈与は 100 万円までは相続財産に含めない。</p> |

国税庁「令和 5 年度 相続税及び贈与税の税制改正のあらまし」（令和 5 年 6 月）より抜粋

